

交通施設に関する業務に係る個人情報の外部提供について

(練馬区個人情報保護条例第 16 条関係)

1 概要	統計法第 19 条第 1 項に基づく一般統計調査である東京都市圏パーソントリップ調査に係る協力について、東京都知事から依頼があった。 この調査は、「どのような人」が「いつ」・「どのような目的」で「どのような交通手段」で「どこからどこへ」移動したかについて調査するものであり、調査結果は、交通施策の他に、災害対策、帰宅困難者対策、商業・観光施策などに活用されている。 東京都において、調査対象者の名簿作成、調査票の配布および回収、調査の結果の集計等を行うため、区で調査対象者リストをデータで作成し、東京都へ提供する。 なお、区から東京都にリストを提供した際、調査対象者に対しては、本人あて通知の省略に関する審議会事前一括承認基準類型 3 を適用し、本人あて通知を省略する。
2 提供先	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課
3 提供する個人情報	氏名、住所、性別、生年月日、続柄
4 提供時期	平成 30 年 9 月
5 提供媒体	C D - R
6 提供先における個人情報の保護	添付資料「個人情報の取り扱いについて」および「住民基本台帳の情報の取扱いについて」のとおり
7 添付資料	・東京都からの調査協力に関する依頼文 ・東京都からの個人情報の取り扱いに関する文書 ・東京都からの住民基本台帳の情報の取扱いに関する文書 ・外部提供記録票 ・第 6 回東京都市圏パーソントリップ調査について

8 所管課名	都市整備部交通企画課		
9 承認基準の追加	外部提供に関する審議会事前一括承認基準に、新たな類型および事例を追加する。		
		類 型	事 例
	14	国または地方公共団体等 が実施する調査において、 調査の実施に必要な情報 を、当該団体に対して提供 する場合	○統計法に基づく調査
	本人あて通知の省略に関する審議会事前一括承認基準 に、新たな事例を追加する。		
		類 型	事 例
3	業務の性質上、本人が他 の方法により知り得ること が明白であり、個別に通知 する必要がないと認められ る場合	○外部提供の類型 14 国または地方公共 団体等が実施する調 査において、調査の実 施に必要な情報を、当 該団体に対して提供 する場合	



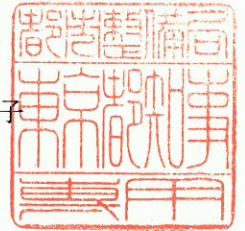
30 都市基交第 161 号

平成 30 年 4 月 26 日

練馬区長 殿

東京都知事

小池 百合子



第 6 回東京都市圏パーソントリップ調査に係る協力について（依頼）

平素より東京都の都市交通行政にご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、東京都市圏交通計画協議会※では、これまで「人」の動きに着目した東京都市圏パーソントリップ調査を概ね 10 年ごとに実施しており、平成 30 年には第 6 回目となる調査を下記のとおり実施いたします。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが本調査へのご協力について特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 調査概要

調 査 名 第 6 回東京都市圏パーソントリップ調査

調査圏域 東京都市圏（東京都（島しょを除く）、神奈川県、埼玉県、千葉県及び茨城県南部）

調査内容 平日 1 日における人の動き

（どのような人がどのような目的でどこからどこへどのような交通手段で移動したか）

調査期間 平成 30 年 9 月から平成 30 年 11 月まで（予定）

2 依頼事項

調査対象者の名簿作成の協力

広報誌への掲載

調査期間中の問合せ対応の協力

3 問合せ先

東京都都市整備局都市基盤部交通企画課 鷲尾・長谷部・浅井

電話：03 - 5388 - 3283（直通）

※東京都市圏交通計画協議会

国土交通省関東地方整備局、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、（独）都市再生機構、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、首都高速道路(株)



30 都市基交第 287 号
平成 30 年 6 月 5 日

練馬区長 殿

東京都知事

小池 百合子



個人情報の取り扱いについて

第 6 回東京都市圏パーソントリップ調査の実施にあたり、練馬区から東京都
に対し、練馬区個人情報保護条例により提供される個人情報については、下記
のとおり取り扱う。

記

- 1 提供される個人情報は、第 6 回東京都市圏パーソントリップ調査の実施にお
いて、調査対象者の名簿作成、調査票の配布及び回収、調査の結果の集計の
みに用いるものとする。
- 2 提供される個人情報は、住民基本台帳法、個人情報保護法、東京都個人情報
の保護に関する条例に基づき適切に管理する。
- 3 これに定めのない事項については、協議の上、別に定める。

第 6 回東京都市圏パーソントリップ調査に係る 住民基本台帳の情報の取扱いについて

東京都は第 6 回東京都市圏パーソントリップ調査における、練馬区の住民基本台帳の情報の利用にあたっては、以下のとおり取扱うものとする。

(住民基本台帳の情報の利用者)

- ・ 東京都及び東京都の委託を遂行する受託者

(住民基本台帳の情報の管理及び使用)

- ・ 東京都及び受託者は、住民基本台帳法、個人情報保護法、東京都個人情報の保護に関する条例に基づき適正に管理する
- ・ 東京都は、個人情報管理責任者を配置し、適正な管理を行う
- ・ 受託者は、「個人情報に関する事務処理要領」を定め、個人情報管理者を配置し、東京都の承認を得た上で、適正な管理を行う
- ・ 住民基本台帳の情報は、保管する媒体を問わず、特定の者しか取り扱わない施設のできる場所に保管し、鍵の保有者は台帳等を用いて明らかにする
- ・ 住民基本台帳の情報を取扱う電子機器は、パスワードを設定し、ネットワークに接続しない（スタンドアローン）ものとする

(住民基本台帳の情報の受渡し)

- ・ 東京都との練馬区住民基本台帳の情報の受渡しは、原則、手渡しとし、これによらない場合は別途協議の上、受渡しを行うものとする
- ・ 東京都と受託者の住民基本台帳の情報の受渡しは、手渡しとし、日時、職員名、受託者の担当者名を明らかにした書類を取り交わすこととする

(住民基本台帳の情報の廃棄及び返却)

- ・ 住民基本台帳の情報の利用を終えたときは、電子媒体は裁断処理、紙媒体は裁断、焼却及び溶解処理、PC のデータは専用ソフトを用いて完全消去するものとする。ただし、練馬区が返却を要望する場合はこの限りではない

(住民基本台帳の情報の紛失及び漏えい)

- ・ 東京都は、住民基本台帳の情報の紛失及び漏えい事項が発生した場合は、適切な措置を行うとともに、事故及びこれに対してとった措置と今後の改善対策について、直ちに練馬区に報告する

第4号様式(第9条関係)

外 部 提 供 記 録 票

業 務 登 録 番 号	1	0	0	2	—	0	1
所 管 課 名	都市整備部 交通企画課						
業 務 の 名 称	交通施設に関する業務						
外 部 提 供 先 の 住 所 お よ び 名 称	東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都都市整備局都市基盤部交通企画課						
外部提供先の利用目的	東京都が東京都市圏パーソントリップ調査を実施するにあたり、調査対象者の名簿作成、調査票の配布および回収、調査結果の集計を行うために利用する。						
外 部 提 供 の 期 日	平成30年9月						
外 部 提 供 す る 管 理 個人情報の記録の種別	☒ 戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、親族関係、婚歴など) ☐ 社会的地位(職業、勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格など) ☐ 経済活動 (収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など) ☐ 心身健康 (健康状態、病歴、障害など) ☐ 生活状況 (家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など) ☐ 知識能力 (各種試験成績、勤務成績、学業成績など) ☐ 思想信条 (支持政党、宗教、主義・主張など) ☐ その他 ()						
外 部 提 供 の 根 拠	☐ 本人の同意 ☐ 法令等に定めがある(根拠法令等) ☐ 出版、報道等により公にされている ☐ 緊急かつやむをえないと認められる ☐ 専ら統計作成のため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない ☒ 審議会事項(平成30年9月4日 諮問第1号) ☐ 審議会事前一括承認基準(別表 ー)						
外 部 提 供 の 条 件	☒ 申請目的以外の使用禁止 ☒ 保管方法および保護措置に関する事項 ☐ その他()						
外 部 提 供 の 形 態	☐ 閲覧・転記 ☐ 文書 ☐ 図画 ☐ フィルム ☒ 磁気ディスク等 ☐ 電算結合 ☐ その他()						
個人情報保護管理責任者	交通企画課長						

第6回東京都市圏 パーソントリップ調査について

東京都都市整備局都市基盤部交通企画課

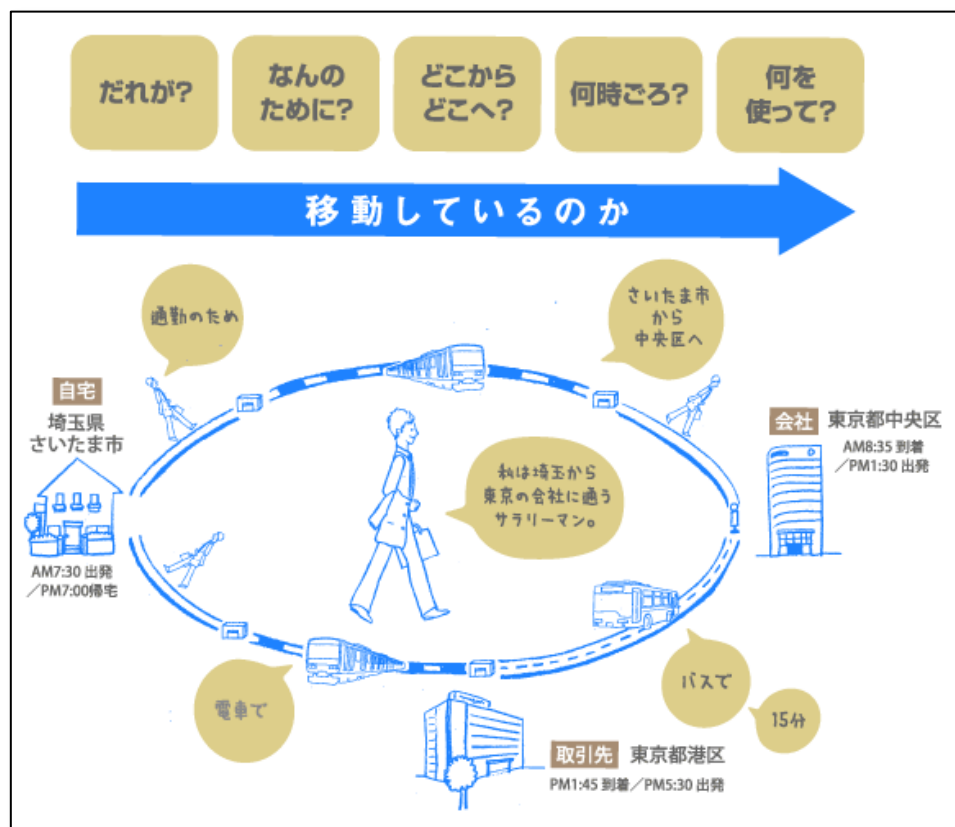
平成30年3月8日



1 パーソントリップ調査とは

1 パーソントリップ調査とは

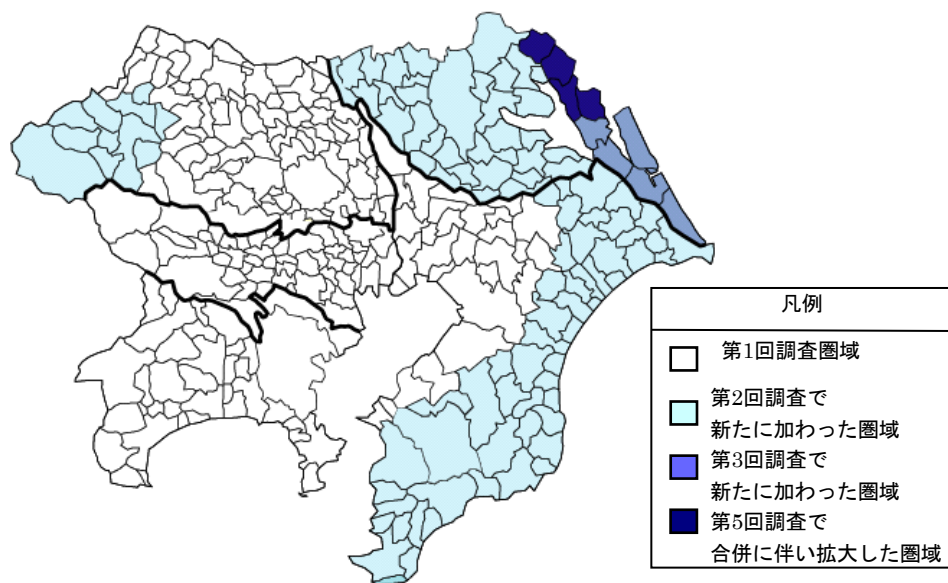
○ PT調査は「どのような人」が「いつ」「どのような目的」で「どのような交通手段」で「どこからどこへ」移動したかについて調査し、平日の一日のすべての移動を捉えるものである



2 第6回東京都市圏パーソントリップ調査の概要

(1) 調査概要

- 東京都市圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び茨城県南部)では、過去5回にわたりパーソントリップ調査を実施
 - ✓ 共通な交通問題、課題として取り扱うべき都市圏交通圏域として一体的なつながりを持つ範囲
- 統計法第十九1項に基づく**一般統計調査**



<東京都市圏交通計画協議会構成団体>

国土交通省関東地方整備局
茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市
独立行政法人都市再生機構
東日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
<http://www.tokyo-pt.jp/index.html>

パーソン
トリップ調査

●第1回
(S43)

●第2回
(S53)

●第3回
(S63)

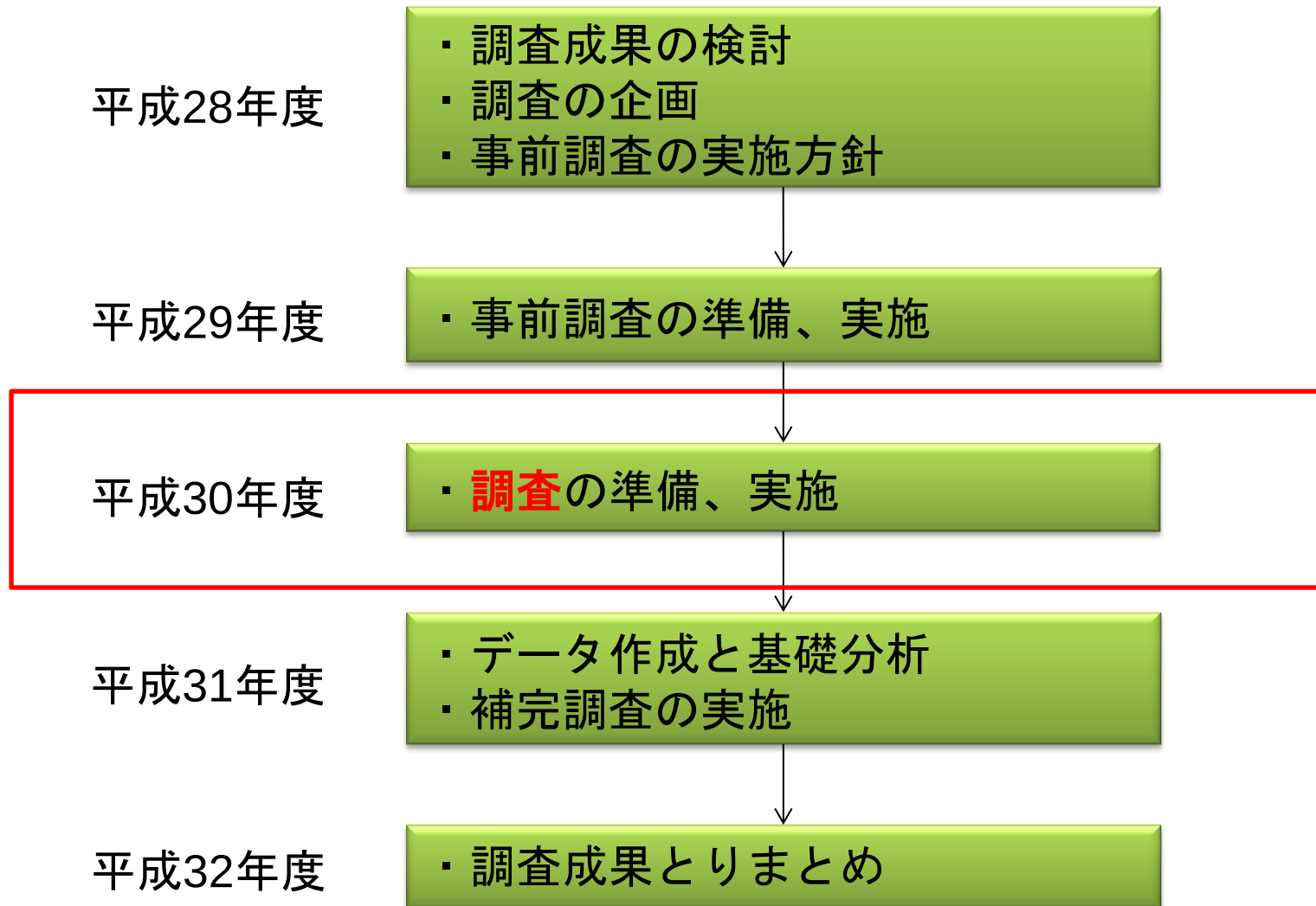
●第4回
(H10)

●第5回
(H20)

●第6回
(H30)



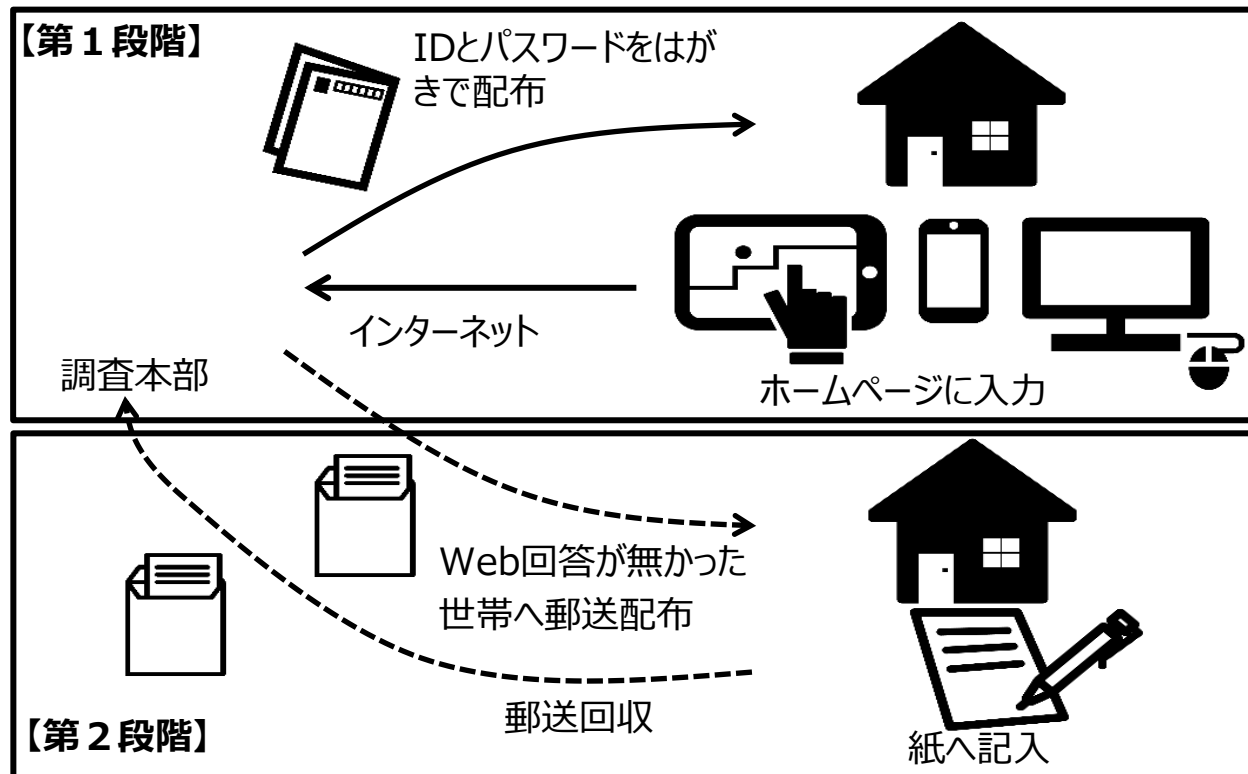
(2) 調査スケジュール(予定)



(3) 調査方法

○ オンラインによる回答を促進する「オンライン回答先行型調査」により実施する
(平成27年国勢調査と同様の手法)

- ✓ チェックシステムによる不明回答の削減
- ✓ 入力支援機能による回答負担の軽減 等



(3) 調査方法 (Web画面イメージ)



回答方法

東京都市圏パーソントリップ調査では、Webでの回答を推奨しています。

Webで回答する場合、PC・タブレット・スマートフォンのどれからでも回答いただけます。ログインフォームからログインして回答を始めてください。Webでの回答の流れを詳しく知りたい方は、こちらをご覧ください。



Web回答のメリット

回答を手助けする機能が用意されています。

パーソントリップ調査では、調査日に行った場所の住所や、そこからまでの交通手段や乗換駅などを回答する必要があります。そこで、回答に迷っている方々の方々の負担を少しでも軽減するために、回答を手助けする機能を搭載しています。



推奨ブラウザ	[Windows 7/8.1/10] - Internet Explorer 11.0 - Firefox 最新版 - Google Chrome 最新版 - Microsoft Edge 最新版 ※1. パーソントリップ調査は100%ブラウザ上で実施されます。 ※2. Windows 10のダウンロードは100%必要です。 ※3. Internet Explorer 11.000.15.000以降のバージョンが必要です。 [Mac OS X 10.8~] - Safari 最新版	[iOS 9/10] - Safari 最新版 [Android 4.0/4.1/4.2/4.3] - 標準ブラウザ 最新版 [Android 4.4/5.0/6.0] - Google Chrome 最新版
--------	---	---

パーソントリップ調査とは

人（パーソン）の1日のすべての移動（トリップ）を把握する調査です。

みなさんは、通勤や通学、買い物といった特定の目的をもって移動していると思います。そして、移動する時は、歩いたり、自動車に乗ったりと、何らかの交通手段が必ずあります。

この「人の移動」状況を把握するのが、パーソントリップ調査です。この調査が一度完了すると、地域の交通の現状を知り、分析し、まちづくり・計画に活用できる都市交通サービスづくりが実現します。



構成団体



お問い合わせ

よくある質問

※検討中のため変更になる場合があります

(3) 調査方法(調査票イメージ)

(秘)東京都パーソナルトリップ調査

世帯票

記入について
 ①記入はなるべく黒の筆記体で記入してください。
 ②回答は、 の部分(回答欄)に記入してください。
 ③回答欄に番号がついている場合は、該当する番号を○で囲んでください。

世帯の全員について、この調査票に記入してください。

国・都道府県
 東京都
 市町村
 世田谷区

国・都道府県
 東京都
 市町村
 世田谷区

この調査は、将来の交通計画や、まちづくりなどを検討するための基礎資料を得ることを目的としています。

○回答欄に「 」がついている場合は、該当する表から数字を選んで記入してください。

① あなたの世帯の現住所について、お答えください。

〒	都道府県	市区町村	町名	丁目	番	号
---	------	------	----	----	---	---

② あなたの世帯の世帯主について、お答え下さい。

※左の「世帯構成人員」に記載されている何人一人は、世帯主の「はじめに」に記入する番号となります。

世帯構成人員	① 性別	② 年齢	③ 世帯主との続柄	④ 職業	⑤ 就業形態	⑥ 自動車運転免許保有の状況	⑦ 自由に使える自動車の有無	⑧ 外出に用いる自動車の有無
※番号を○		※年齢を記入	※表1から選択	※表2から選択	※表3から選択	※該当する番号に○	※⑥で1つ持っているに○をつけた人のみ ※2つ以上持っているに○	※表4から選択
記入例	① 男	59	(4)	(3)	(2)	① 持っている ② 持っていない	① ほぼ自分専用の自動車がある ② 家族共有の自動車がある ③ カンパリングを利用 ④ ない	(1)
1人目世帯主	① 男 ② 女					① 持っている ② 持っていない	① ほぼ自分専用の自動車がある ② 家族共有の自動車がある ③ カンパリングを利用 ④ ない	
2人目	① 男 ② 女					① 持っている ② 持っていない	① ほぼ自分専用の自動車がある ② 家族共有の自動車がある ③ カンパリングを利用 ④ ない	
3人目	① 男 ② 女					① 持っている ② 持っていない	① ほぼ自分専用の自動車がある ② 家族共有の自動車がある ③ カンパリングを利用 ④ ない	
4人目	① 男 ② 女					① 持っている ② 持っていない	① ほぼ自分専用の自動車がある ② 家族共有の自動車がある ③ カンパリングを利用 ④ ない	
5人目	① 男 ② 女					① 持っている ② 持っていない	① ほぼ自分専用の自動車がある ② 家族共有の自動車がある ③ カンパリングを利用 ④ ない	
6人目	① 男 ② 女					① 持っている ② 持っていない	① ほぼ自分専用の自動車がある ② 家族共有の自動車がある ③ カンパリングを利用 ④ ない	

※世帯人数が7人以上の場合は、調査実施本部へご連絡ください。

表1 続柄について

1. 世帯主の配偶者
2. 子
3. 子の配偶者
4. 世帯主の父母
5. 世帯主の配偶者の父母
6. 孫
7. 祖父
8. 兄弟姉妹
9. 他の親類
10. その他

表2 職業について

1. 第一次産業従事者
(農林業・漁業・畜産等)
2. 第二次産業従事者
(製造業・建設業・工業等)
3. 第三次産業従事者
(サービス業・公務等)
4. 調査・生徒・学生など
5. 主婦・主夫
(職業従事者を除く)
6. 無職
7. その他

表3 就業形態について

1. 自営業主・家族従事者
2. 正務の職員・従業員
3. 派遣社員・契約社員等
4. パート・アルバイト
5. 会社等の役員
6. その他

表4 外出の困難さについて

1. 困難ではない
2. 多少困難はあるが、一人で外出できる
(ほとんどの用件が一人で外出できる方)
3. 一部で介助者の必要
(公共交通を利用する際など、必要部分で介助があれば一人で外出できる方)
4. 常に介助者が必要
(介助者の同行が常に必要であれば外出できる方)
5. 基本的な外出ができない
(病状などにより頻りに外出はできない方)

③ 世帯で保有している自動車や二輪車の台数を答えください。 ※お持ちでない場合は0を記入

自動車 台	自転車 台	原付・バイク 台
--	--	---

④ 差し支えなければ、あなたの世帯年収をお答えください。

1 200万円未満	5 800～999万円	
2 200～399万円	6 1000～1499万円	
3 400～599万円	7 1500～1999万円	
4 600～799万円	8 2000万円以上	

コード欄(この欄には記入しないください) 居住所

秘 東京都市圏パーセントリップ調査

個人票【平日】

世界票にご記入の方のうち、5歳以上の方一人ひとりにて、記入下さい。

【調査の説明】に記載のとおり調査票を以下に記入下さい。

国土地交通省
茨城県 埼玉県 千葉県 東京都
神奈川県 新潟県 山梨県 千葉県 さいたま市 群馬県

はじめに

世界票を回答した後に記入して下さい。
世界票でなれた個人票に記入しただけです。

人目

勤務先・通学先・通遊先の所在地等

※世界票の問3年無職で1～3歳未満の方のみお答えください。

調査日の午前3時にいた場所

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

1 番目に訪れた場所

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

2 番目に訪れた場所

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

目的の地について

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

3 番目に訪れた場所

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

4 番目に訪れた場所

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

目的の地について

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

5 番目に訪れた場所

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

目的の地について

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

6 番目に訪れた場所

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

目的の地について

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

7 番目に訪れた場所

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

目的の地について

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

8 番目に訪れた場所

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

目的の地について

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

9 番目に訪れた場所

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

目的の地について

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

10 番目に訪れた場所

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

目的の地について

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

11 番目に訪れた場所

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

目的の地について

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

12 番目に訪れた場所

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

目的の地について

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

13 番目に訪れた場所

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

目的の地について

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

14 番目に訪れた場所

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

目的の地について

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

15 番目に訪れた場所

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

目的の地について

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】

その場所ですぐにいらした？

16 番目に訪れた場所

1. 自宅 3. その他以外

2. 勤務先・通学先・通遊先

【施設の種類】

【住所】

【施設の種類】</

※検討中のため変更になる場合があります

(4) 標本率と抽出方法

- 平成29年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口から将来(H30.1)人口及び世帯数を推計
- 推計した世帯数から標本率**区部「0.84%」・多摩部「1.05%」**として調査対象世帯を抽出

都区市	地域区分	推計人口 (5歳以上)	推計世帯数 (a)	標本率 (b)	標本人口 (5歳以上)	標本世帯数 (c)	発送世帯数 (d=c/0.35)	抽出世帯数 (d×1.2)
東京都	区部	9,009,179	5,080,258	0.84	75,680	42,675	121,938	146,332
	多摩部	4,050,906	2,004,932	1.05	42,531	21,054	60,170	72,214
神奈川県		3,106,019	1,454,045	1.05	32,615	15,265	43,628	52,365
埼玉県		5,836,378	2,677,170	1.05	61,282	28,110	80,337	96,422
千葉県		5,129,149	2,402,036	1.05	53,857	25,224	72,091	86,527
茨城県		1,591,292	686,926	1.05	16,707	7,213	20,621	24,753
横浜市		3,591,448	1,766,182	1.05	37,710	18,545	52,986	63,584
川崎市		1,419,455	728,852	1.05	14,904	7,653	21,866	26,240
相模原市		689,823	330,235	1.05	7,243	3,467	9,906	11,888
さいたま市		1,236,574	580,186	1.05	12,984	6,092	17,406	20,888
千葉市		930,031	448,985	1.05	9,765	4,714	13,469	16,163
合計		36,590,254	18,159,807	0.99	365,278	180,012	514,418	617,376

練馬区共通基盤について

「練馬区共通基盤」とは、仮想化技術を活用し、複数の業務システムを同一のサーバ上で稼働させる仕組みである。共通基盤は、民間事業者のデータセンターに設置し、練馬区のプライベートクラウドとして平成 27 年 1 月から運用している。

区の情報システムは、「情報システムの効率化、高度化に向けた取組指針※1」に基づき、原則として、その更新時期に合わせて共通基盤へ集約し、一体的に運用することで情報システムの効率化や情報セキュリティの強化を図っている。

共通基盤の設置に際し、中村北分館を経由するシステムの電算結合については、平成 25 年 9 月 3 日諮問第 26 号において練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会の承認を得ている。中村北分館を経由せず、新たに専用ネットワークを構築し、直接共通基盤と結合するものについては、個別に諮問しているところである。

平成 30 年 8 月現在、内部管理事務システム、グループウェアシステム、教育ネットワークシステムなど、42 システムが共通基盤上で稼働している。

※1 「情報システムの効率化、高度化に向けた取組指針」（平成 25 年 4 月策定）

練馬区共通基盤や民間事業者が提供するクラウドサービスの活用を推進し、経費の削減、事業継続性やデータの安全性の向上、運用管理業務の効率化を図ることを目的として、向こう 10 年間の取組方針を示したもの。

高齢者の支援に関する業務に係る電子計算組織の結合について

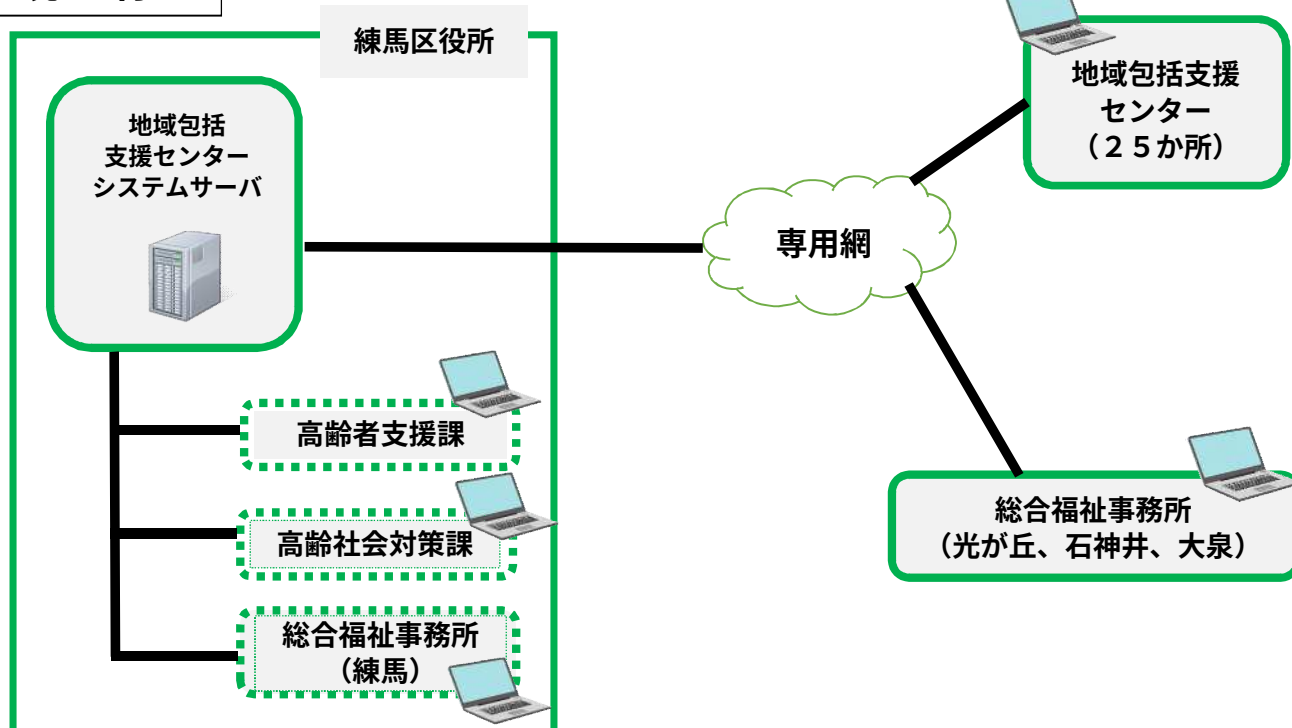
(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 概要	地域包括支援センターでは、在宅の高齢者またはその家族からの在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各種の保健、医療、介護保険を含む福祉サービスが総合的に受けられると同時に、在宅生活の継続に必要な個別支援を行うため、関係機関との連絡調整や、福祉サービスを受けるために必要な計画の作成などに、地域包括支援センターシステム（以下、「当システム」という。）を使用している。 また、高齢者支援課をはじめ、高齢社会対策課、各総合福祉事務所では、地域包括支援センターとの速やかな情報共有を行うため、当システムを利用している。 このたび、当システムを再構築するにあたり、情報システムの効率化や情報セキュリティの強化を目的として、現行のシステムサーバの設置場所を区役所内から練馬区共通基盤へ移行する。 なお、練馬区共通基盤への結合については、平成 25 年 9 月 3 日の諮問第 26 号において既に審議会へ諮問を行っているが、今回は、新たに構築された地域包括支援センターシステム専用のネットワークにより練馬区共通基盤への結合となるため、諮問を行うものである。
2 現行の結合方法	独立したネットワークとして区役所内に設置された当システムサーバに、地域包括支援センター（25 か所）、高齢者支援課、高齢社会対策課、総合福祉事務所（4 か所）が結合している。
3 結合先	日本電子計算株式会社 東京都江東区東陽二丁目 4 番 24 号
4 実施予定年月	平成 30 年 11 月
5 所管課名	高齢施策担当部高齢者支援課

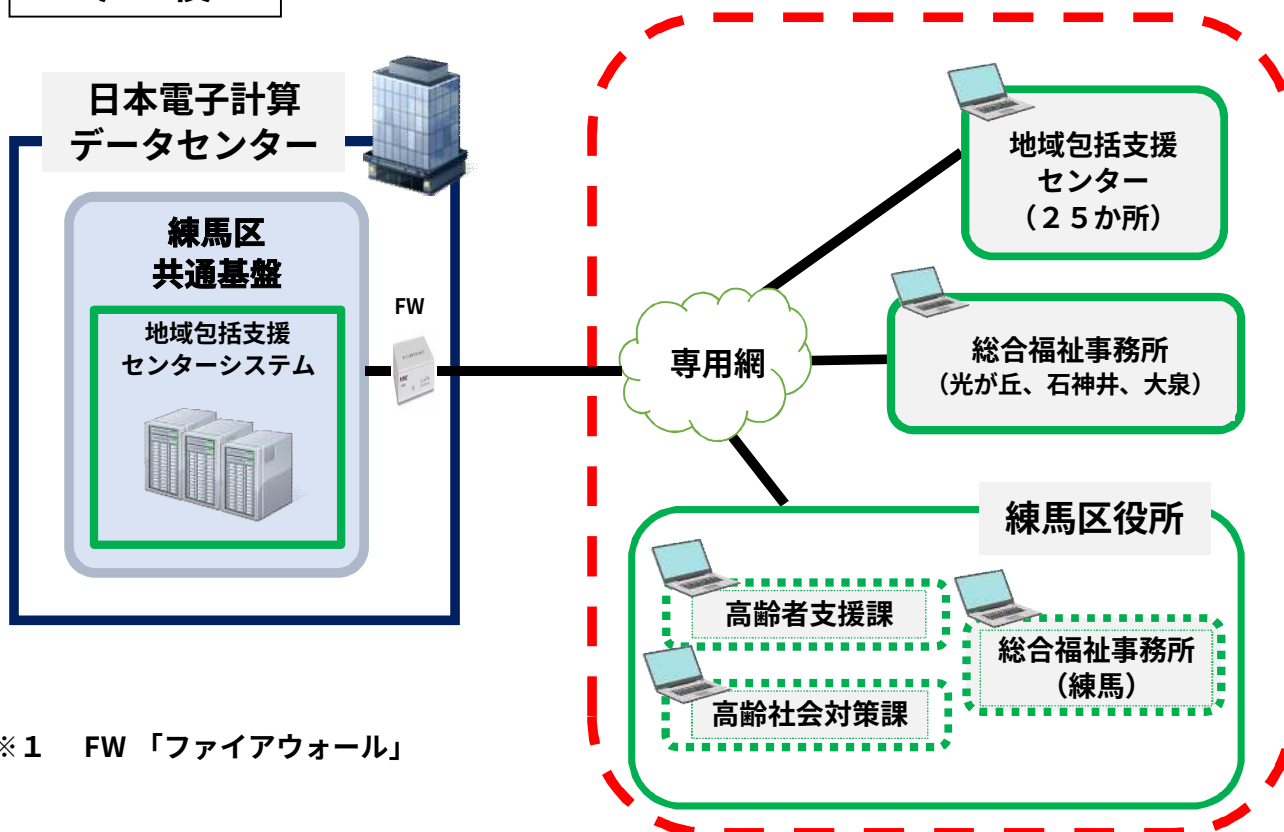
6 送受信する項目	【区が送信する項目】 氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、世帯番号、介護保険被保険者番号、要介護認定状況、相談履歴、ケアプラン情報、支援経過、世帯情報、使用している福祉サービスの内容 【区が受信する項目】 送信する項目と同じ
7 個人情報の保護	【区が講じる保護措置】 練馬区情報セキュリティポリシーを順守し、つぎの保護措置を講ずる。 (1) 区とデータセンターとは閉鎖されたネットワークで接続し、第三者からのアクセスは行えない構成とする。 (2) 共通基盤上のサーバに対して、決められた端末装置からのアクセスしか許さない設定とする。 【結合先が講じる保護措置】 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項を順守するとともに、つぎの保護措置を講ずる。 (1) データセンターは、オペレーターが 24 時間 365 日間常駐し、入館者の検査を行う。 (2) サーバが保管された区画への入退室は生体認証による入退管理システムで行う。 (3) サーバが保管された区画に外部記録媒体の持込、持出を行う場合は事前に区の承認を得る。 (4) データセンターのオペレーターに対して、サーバを操作するユーザー権限を付与しない。
8 添付資料	・地域包括支援センターシステム システム構成図 ・地域包括支援センター 案内チラシ ・電算結合記録票

地域包括支援センターシステム システム構成図

現 行



今 後



※ 1 FW 「ファイアウォール」

高齢者のみなさまが 住みなれた地域で
安心して 自分らしく いきいきと 暮らしていくために

地域包括支援 センター

をご利用ください。

(医療と介護の相談窓口)

地域包括支援センターは、高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口です。
介護・福祉・健康・医療など、さまざまな分野から総合的に支援します。お気軽
にご相談ください。

◆高齢者相談センターは、平成30年度から地域包括支援センターになりました。

悩みや心配ごとを解決するために

高齢者の暮らしや介護に関するさまざまな
問題を解決するための相談窓口です。

- 介護サービスを利用したい
- 将来、自宅で暮らし続けら
れるか不安…

ひとり暮らし高齢者
の方等への訪問事業
も行っています。ご自
宅を訪問し、必要な
支援につなげます。

自分らしく暮らしていくために

在宅療養や認知症に関して、
日常的・専門的な相談支援を行います。

- 自宅で医療や介護を受け
ながら暮らし続けたい
- 最近ものの忘れが多い

安心していきいきと 暮らしていくために

お金や財産管理、虐待の不安など
高齢者のみなさまの権利を守ります。

- 将来の財産管理が不安
- 虐待にあっているのでは？
- 悪質な訪問販売の被害にあった

地域包括支援センターは、高齢者虐待の通報窓口です。

元気で自立した 生活をおくるために

介護が必要な状態にならないように、
「健康づくり」「介護予防」を支援します。

- 近くで参加できるサークル活動はないか
- 今の健康を維持したい



地域包括支援センター（医療と介護の相談窓口）

圏域名	センター名	所在地	電話番号	担当地域
1 練馬	①第2育秀苑	羽沢 2-8-16 (特別養護老人ホーム内)	5912-0523	旭丘、小竹町、羽沢、栄町
	②桜台	桜台 2-2-4	5946-2311	桜台
	③豊玉	豊玉南 3-9-13 2階 (デイサービスセンター内)	3993-1450	中村、中村南、豊玉中、豊玉南
	④練馬	練馬 2-24-3 (デイサービスセンター内)	5984-1706	向山、練馬
	⑤練馬区役所	豊玉北 6-12-1 (練馬区役所東庁舎 5階)	5946-2544	豊玉上、豊玉北
	⑥中村橋	貫井 1-9-1 (中村橋区民センター 2階)	3577-8815	貫井、中村北
2 光が丘	⑦北町	北町 2-26-1 (北町地区区民館内)	3937-5577	錦、北町1～5、平和台
	⑧練馬キングス・ガーデン	早宮 2-10-22 (特別養護老人ホーム内)	5399-5347	氷川台、早宮
	⑨田柄	田柄 4-12-10 (特別養護老人ホーム内)	3825-2590	北町6～8、田柄1～4
	⑩練馬高松園	高松 2-9-3 (特別養護老人ホーム内)	3926-7871	春日町、高松1～3
	⑪光が丘	光が丘 2-9-6 (光が丘区民センター 2階)	5968-4035	田柄5、光が丘1～5
	⑫高松	高松 6-3-24 (デイサービスセンター内)	5372-6064	高松4～6、土支田2・3、光が丘6・7
	⑬第3育秀苑	土支田 1-31-5 (特別養護老人ホーム内)	6904-0192	旭町、土支田1・4
3 石神井	⑭練馬ゆめの木	大泉町 2-17-1 (介護老人保健施設内)	3923-0269	谷原、高野台3～5、三原台、石神井町2
	⑮高野台	高野台 1-7-29 (練馬高野台駅前地域集会所内)	5372-6300	富士見台、高野台1・2、南田中1～3
	⑯石神井	石神井町 3-30-26 (石神井庁舎 4階)	5923-1250	石神井町1・3～8、石神井台1・3
	⑰フローラ石神井公園	下石神井 3-6-13 (特別養護老人ホーム内)	3996-0330	下石神井、南田中4・5
	⑱第二光陽苑	関町北 5-7-22 (特別養護老人ホーム内)	5991-9919	石神井台2・5～8、関町東2、関町北4・5
	⑲関町	関町南 4-9-28 (特別養護老人ホーム内)	3928-5222	関町北1～3、関町南2～4、立野町
	⑳上石神井	上石神井 1-6-16 (上石神井南地域集会所内)	3928-8621	上石神井、関町東1、関町南1、上石神井南町、石神井台4
4 大泉	㉑やすらぎミラージュ	大泉町 4-24-7 (特別養護老人ホーム内)	5905-1190	大泉町
	㉒大泉北	大泉学園町 4-21-1 (大泉北地域集会所内)	3924-2006	大泉学園町4～9
	㉓大泉学園	大泉学園町 2-20-21 (デイサービスセンター内)	5933-0156	大泉学園町1～3、東大泉1～5
	㉔南大泉	南大泉 5-26-19 (南大泉地域集会所内)	3923-5556	西大泉、西大泉町、南大泉5・6
	㉕大泉	東大泉 1-29-1 (大泉学園ゆめりあ 1 4階)	5387-2751	東大泉6・7、南大泉1～4

受付時間

月曜～土曜日 午前8時30分～午後5時15分

(祝休日および12月29日～1月3日を除く)

上記の時間外でも、高齢者虐待等の緊急を要するご連絡は、
各地域包括支援センターに電話でご連絡ください。

第5号様式(第11条関係)

電 算 結 合 記 録 票

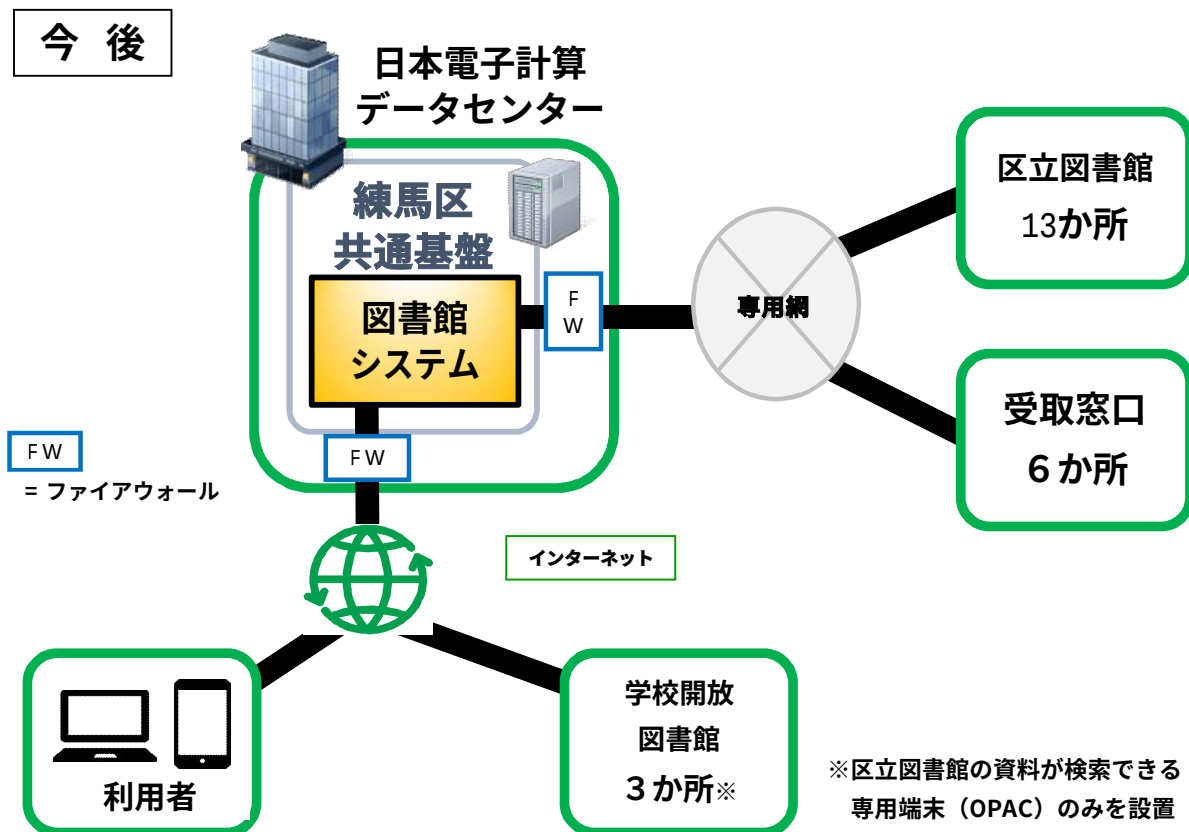
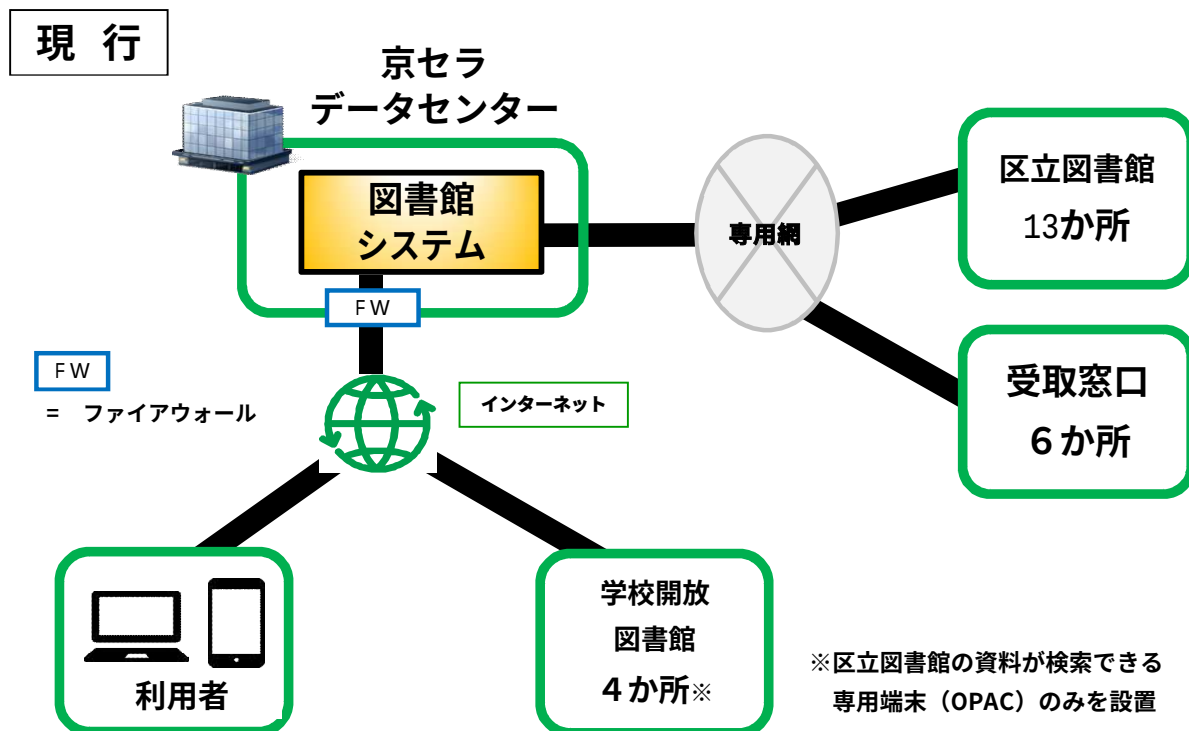
業 務 登 録 番 号	0	6	0	9	—	0	8
所 管 課 名	高齢施策担当部 高齢者支援課						
業 務 の 名 称	高齢者の支援に関する業務						
電 算 結 合 の 目 的	地域包括支援センターシステムで管理する各種相談情報等のデータを安全かつ安定して共有するため、練馬区共通基盤と地域包括支援センター、高齢者支援課、高齢社会対策課、総合福祉事務所との間で、データの送受信を行う。						
結 合 年 月 日	平成30年11月 日(審議会 平成30年9月4日 諮問第2号)						
結 合 変 更 年 月 日	平成 年 月 日(審議会 平成 年 月 日 諮問第 号)						
電算結合の相手方の住所および名称	日本電子計算株式会社 東京都江東区東陽町二丁目4番24号						
個人情報の記録項目	〔提供する管理個人情報〕 氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、世帯番号、介護保険被保険者番号、要介護認定状況、相談履歴、ケアプラン情報、支援経過、世帯情報、使用している福祉サービスの内容 〔提供をうける管理個人情報〕 氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、世帯番号、介護保険被保険者番号、要介護認定状況、相談履歴、ケアプラン情報、支援経過、世帯情報、使用している福祉サービスの内容						
個 人 情 報 保 護 管 理 責 任 者	高齢者支援課長						

図書館資料の館内および館外利用等に関する業務に係る電子計算組織の結合について
(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 概要	区立図書館、受取窓口および学校開放図書館において、資料の管理や検索、区民への貸出・返却などの図書館業務を行うため、図書館システム（以下「当システム」という。）を使用している。当システムのサーバは、事業者が管理するデータセンターに設置している。 このたび、当システムを再構築するにあたり、情報システムの効率化や情報セキュリティの強化を目的として、現行のシステムサーバの設置場所を練馬区共通基盤へ移行する。 なお、練馬区共通基盤への結合については、平成 25 年 9 月 3 日の諮問第 26 号において既に審議会へ諮問を行っているが、今回は、新たに構築された区立図書館専用のネットワークにより練馬区共通基盤への結合となるため、諮問を行うものである。
2 結合先	日本電子計算株式会社 東京都江東区東陽二丁目 4 番 24 号
3 実施予定年月	平成 31 年 1 月
4 所管課名	教育振興部光が丘図書館
5 送受信する項目	【区が送信する項目】 利用者番号、登録資格、氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先、電子メールアドレス、パスワード、貸出資料番号、予約資料番号、貸出資料名、予約資料名、返却期限年月日、利用登録年月日、利用者貸出区分、利用登録館名、予約資料の受取館名 【区が受信する項目】 送信する項目と同じ

6 個人情報の保護	【区が講じる保護措置】 練馬区情報セキュリティポリシーを順守し、つぎの保護措置を講ずる。 (1) 区（区立図書館・受取窓口）とデータセンターとは閉鎖されたネットワークで接続し、第三者からのアクセスは行えない構成とする。 (2) 共通基盤上のサーバに対しては、決められた端末装置からのアクセスしか許さない設定とする。 (3) 利用者からの接続と区（区立図書館・受取窓口）からの接続を分けて、アクセスできる範囲を制限する。 【結合先が講じる保護措置】 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項を順守するとともに、つぎの保護措置を講ずる。 (1) データセンターは、オペレーターが 24 時間 365 日間常駐し、入館者の検査を行う。 (2) サーバが保管された区画への入退室は生体認証による入退管理システムで行う。 (3) サーバが保管された区画に外部記録媒体の持込、持出を行う場合は事前に区の承認を得る。 (4) データセンターのオペレーターに対して、サーバを操作するユーザー権限を付与しない。
7 添付資料	・区立図書館システム システム構成図 ・区立図書館システム 利用施設一覧 ・電算結合記録票

区立図書館システム システム構成図



区立図書館システム 利用施設一覧

施設名		住 所	運営業態	運営事業者
区立図書館	光が丘	光が丘４－１－５	直営 一部委託	図書館流通センター(株)
	練馬	豊玉北６－８－１	直営 一部委託	図書館流通センター(株)
	石神井	石神井台１－１６－３１	直営 一部委託	図書館流通センター(株)
	平和台	平和台１－３６－１７	指定管理	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)
	大泉	大泉学園町２－２１－１７	指定管理	図書館流通センター(株)
	関町	関町南３－１１－２	指定管理	図書館流通センター(株)
	貫井	貫井１－３６－１６	指定管理	図書館流通センター(株)
	稲荷山	大泉町１－３－１８	指定管理	(株)ヴィアックス
	小竹	小竹町２－４３－１	指定管理	ハートフルサポート共同事業体
	南大泉	南大泉１－４４－７	指定管理	日本コンベーションサービス(株)
	南大泉分室	南大泉３－１７－２０	指定管理	日本コンベーションサービス(株)
	春日町	春日町５－３１－２－２０１	指定管理	(株)ヴィアックス
	南田中	南田中５－１５－２２	指定管理	図書館流通センター(株)
受取窓口	高野台	高野台２－２５－１	委託	図書館流通センター(株)
	豊玉	豊玉上２－２２－１５	委託	図書館流通センター(株)
	石神井公園駅	石神井町７－１－２	委託	図書館流通センター(株)
	大泉学園駅	東大泉１－２８－１	委託	図書館流通センター(株)
	北町	北町２－２６－１	委託	図書館流通センター(株)
	上石神井	上石神井１－６－１６	委託	図書館流通センター(株)
学校開放図書館	北原小	谷原４－９－１	委託	学校応援団
	豊玉東小	豊玉北１－１６－１	委託	学校応援団
	上石神井小	上石神井４－１０－９	委託	学校応援団

第5号様式(第11条関係)

電 算 結 合 記 録 票

業 務 登 録 番 号	1	3	1	1	—	0	1
所 管 課 名	教育委員会 教育振興部 光が丘図書館						
業 務 の 名 称	図書館資料の館内および館外利用等に関する業務						
電 算 結 合 の 目 的	区立図書館、受取窓口および学校開放図書館で、資料の管理や検索、区民等への貸出・返却などの図書館業務を行うため、区立図書館専用のネットワークにより図書館システムが設置された練馬区共通基盤へ結合する。						
結 合 年 月 日	平成31年1月 日(審議会 平成30年9月4日 諮問第3号)						
結 合 変 更 年 月 日	年 月 日(審議会 年 月 日 諮問第 号)						
電算結合の相手方の住所および名称	日本電子計算株式会社 東京都江東区東陽二丁目4番24号						
個人情報の記録項目	〔提供する管理個人情報〕 利用者番号、登録資格、氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先、電子メールアドレス、パスワード、貸出資料番号、予約資料番号、貸出資料名、予約資料名、返却期限年月日、利用登録年月日、利用者貸出区分、利用登録館名、予約資料の受取館名 〔提供を受ける個人情報〕 利用者番号、登録資格、氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先、電子メールアドレス、パスワード、貸出資料番号、予約資料番号、貸出資料名、予約資料名、返却期限年月日、利用登録年月日、利用者貸出区分、利用登録館名、予約資料の受取館名						
個 人 情 報 保 護 管 理 責 任 者	光が丘図書館長						

学校徴収金に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 概要	練馬区立学校（小学校 65 校、中学校 34 校）における給食費や教材費等の集金（以下、「学校徴収金」という。）は、原則、保護者の口座から引き落としを行っている。 保護者の口座から引き落とされた学校徴収金は、学校の入金口座に入金され、その後、事務職員が、給食費を管理する口座や教材費等を管理する学年ごとの口座に移し替えて管理している。 また、食材や教材等の納入事業者への支払いは、事業者ごとに金融機関の窓口での振込みや現金により行っている。 このため、入金や支払いなどの状況や金銭の管理状況を確認する際は、現金出納簿と一緒に複数の通帳や書類を突き合わせながら行う必要があるなど、煩雑となっている。 そこで、教職員の事務処理負担軽減や学校現場における会計事故の防止を図るため、学校徴収金管理システムを導入する。 このシステムの導入により、学校の入金口座に入った金額は、システム内で使用用途ごとに入出金管理が行えるため、各学校では口座間の現金の移し替えが不要となる。また、事業者への支払いも、口座振込データを一括で作成できるため、金融機関の窓口に出向いて事業者ごとに振り込み依頼をする手続きも不要となる。さらに、金銭管理もシステム内で確認できるため、教職員や学校長に加えて、教育委員会事務局においても確認が行えるようになる。 なお、各学校から練馬区共通基盤への結合については、平成 29 年 11 月 13 日の諮問第 3 号により既に審議会へ諮問を行っているが、今回は新たに、練馬区共通基盤を経由して学校徴収金管理システムのクラウドサーバへ接続するた
------	---

	め、諮問を行うものである。
2 現行処理および提供方法	学校口座に入金された後、給食費や教材費等の出納口座に現金を移し替えている。 事業者への支払いは、各学校で事業者口座への振込みを行うか、現金で行っている。 金銭管理は、手書きの現金出納簿と複数の通帳や書類を見合わせて確認している。また、保護者への決算報告は、現金出納簿を確認しながら別途作成している。
3 結合先	日本電子計算株式会社 東京都江東区東陽二丁目4番24号
4 実施予定年月	平成31年4月
5 所管課名	教育振興部教育総務課
6 送受信する項目	【区が送信する項目】 学校名、児童・生徒名、学年、クラス、引き落とし口座名義人、引き落とし口座番号、引き落とし金額、集金情報、業者名、業者の口座情報、払込口座名義人、払込口座番号、払込金額 【区が受信する項目】 送信する項目と同じ
7 個人情報の保護	【区が講じる保護措置】 練馬区学校情報セキュリティに関する要綱および練馬区学校情報セキュリティ対策基準を順守し、つぎのとおり保護措置を講ずる。 (1) 区と共通基盤とは閉鎖されたネットワークで接続し、第三者からのアクセスは行えない構成とする。 (2) 共通基盤上のサーバおよび学校徴収金システムサーバに対して、決められた端末装置からのアクセスしか許さない設定とする。

	【日本電子計算が講じる保護措置】 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項を順守するとともに、つぎの保護措置を講ずる。 (1) データセンターは、オペレーターが 24 時間 365 日間常駐し、入館者の検査を行う。 (2) サーバが保管された区画への入退室は生体認証による入退管理システムで行う。 (3) サーバが保管された区画に外部記録媒体の持込、持出を行う場合は事前に区の承認を得る。 (4) データセンターのオペレーターに対して、サーバを操作するユーザー権限を付与しない。 【京都高度技術研究所が講じる保護措置】 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項を順守する。また、サーバの管理については、上記と同等の保護措置を講ずるとともに、システムの運用に当たっては、つぎの保護措置を講ずる。 (1) ウイルスに対する防御策を施す。 (2) I D・パスワードおよび I Pアドレスの組み合わせによりアクセス制限を設け、区のネットワーク以外からのアクセスを防止する。 (3) ログの取得、アクセス監視を行うとともに、定期的にセキュリティパッチを当てる。 (4) データのバックアップを行う。 (5) 個人情報情報は暗号化して送受信する。
8 添付資料	・学校徴収金管理システムの導入について ・公益財団法人京都高度技術研究所 個人情報保護方針 ・公益財団法人京都高度技術研究所 情報セキュリティに関する方針 ・電算結合記録票

学校徴収金管理システムの導入について

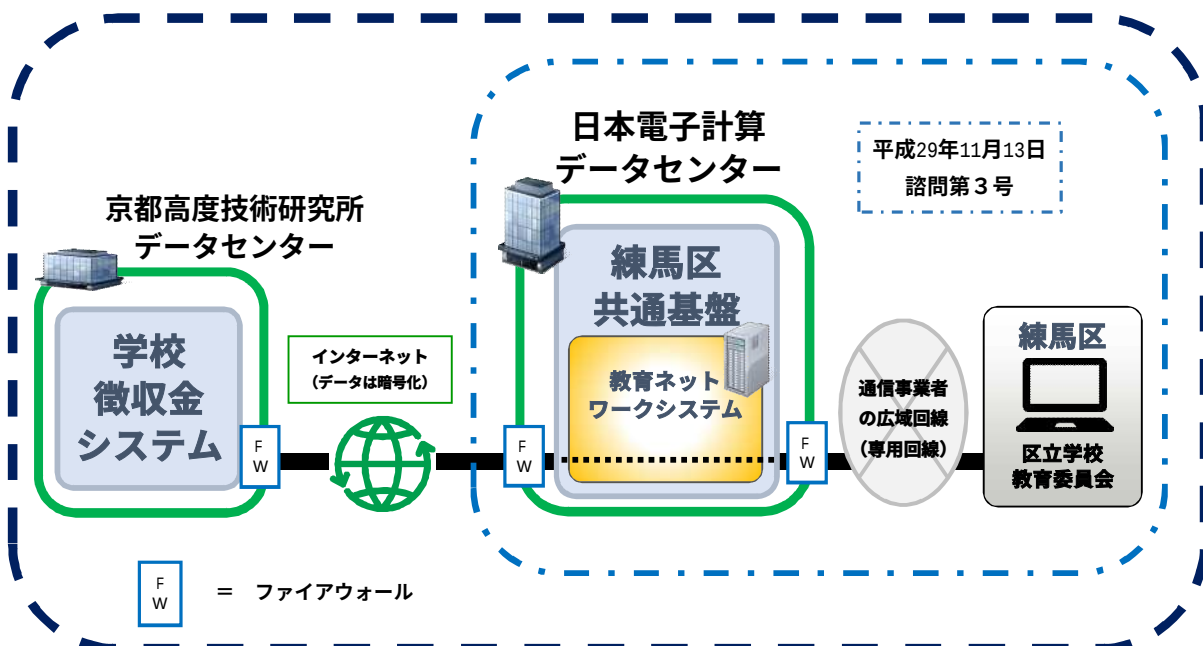
1 学校徴収金管理システムについて

- ・給食費や教材費など個別に管理する方式から、パソコン（システム）で一括管理する方式に改め、事務の簡素化と教職員の負担軽減を図る。
- ・教育委員会においても、同システムにより各学校の入出金状況を確認し、会計事故防止を徹底する。

2 実施内容

- (1) 全小中学校で現金の取り扱いを止める
全小中学校で、集金・支払いを口座振替・口座振込で行う。
- (2) 学校徴収金をパソコン（システム）で一括管理する
 - ① 給食費・教材費等の入出金を目的別に管理する。
 - ② 児童・生徒の入出金を個人別に管理する。
 - ③ 事業者への出金を、パソコン（システム）を通して金融機関に依頼する。
 - ④ 学校徴収金口座の入出金状況や残額は、校長・副校長がチェックする。
- (3) 各学校の入出金状況は教育委員会も確認する
 - ① 各学校口座の入出金の動きは教育委員会でも共有し、定期的に確認を行う。
 - ② 学校の年間予定に無い出金や多額の出金があれば、直ちに教育委員会が学校に確認を行う。

学校徴収金管理システム システム構成図



公益財団法人京都高度技術研究所個人情報保護方針

公益財団法人京都高度技術研究所（以下、「当財団」という。）は、産・学・公連携による、ソフトウェア、メカトロニクス、情報、環境、ライフサイエンス、ナノテクノロジー等の先端科学技術の研究開発を通じて、科学技術の振興と地域社会の発展に寄与するとともに、次期リーディング産業の創出および企業の育成と、次代を担う人材の育成を図ることを目的に設立され、事業活動に取り組んでおります。

当財団は、公益法人としての使命達成と設立目的達成のために実施する事業活動において取り扱うすべての個人情報を大切に保護し、厳正に取り扱うことが当財団に課せられた社会的責務であることを深く自覚し、個人情報の保護に関する法律をはじめとする関係法令および以下の基準をすべての役職員が遵守し、個人情報の適切な取扱いと保護に努めてまいります。

1. 当財団は、JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを策定し、個人情報を取得、利用および提供を行う場合はこれを遵守し、厳正な管理を行います。
2. 当財団は、財団の事業内容に沿った範囲内で、利用目的を明確にし、また、適正かつ公正な手段によって個人情報を取得、利用、提供いたします。また、当初の利用目的を超えて個人情報を利用、提供する場合には、あらかじめご本人の同意を得ることとします。
3. 当財団は、個人情報の保護に関する法律をはじめとする関係法令および規範を遵守いたします。
4. 当財団は、個人情報の漏えい、滅失又はき損などの予防ならびに是正を行います。
5. 当財団は、個人情報の取扱いおよび個人情報保護マネジメントシステムについて、ご利用者からの苦情や相談を受け付け、迅速に対応いたします。
6. 当財団は、策定した個人情報保護マネジメントシステムを継続的に見直し、改善を行います。

平成17年05月20日 制定

平成25年04月01日 改訂

公益財団法人京都高度技術研究所

理事長 西本 清一

情報セキュリティに関する方針

京都高度技術研究所 研究開発本部 情報セキュリティマネジメントシステム

基本理念

公益財団法人 京都高度技術研究所について、第一にお客様はもとより、当財団の製品に関わる全ての人々の満足を得る事を目標とし、信頼・安心される会社を目指す。

行動指針

1. 情報資産の機密性、完全性、可用性を確実に保護するために組織的、技術的に適切な対策を講じ、変化する情報技術や新たな脅威に対応する。
2. 全職員に情報セキュリティ教育の実施と方針の周知徹底をはかり、意識の高揚・維持に務める。
3. マネジメントシステム及び、情報セキュリティに関する目的を設定し、定期的にレビューし、継続的に改善を実施し、維持する。
4. マネジメントシステムを実行・維持・改善して行くために管理責任者に責任と権限を委譲する。

2018 年 5 月 29 日
公益財団法人 京都高度技術研究所
研究開発本部長
槌田 義之

第5号様式(第11条関係)

電 算 結 合 記 録 票

業 務 登 録 番 号	1	3	0	1	—	1	0
所 管 課 名	教育委員会事務局 教育振興部 教育総務課						
業 務 の 名 称	学校徴収金に関する業務						
電 算 結 合 の 目 的	下記の業務を行うため、各区立小中学校および教育委員会事務局と学校徴収金管理システムのシステムサーバとの間で、練馬区共通基盤を経由してデータの送受信を行う。 ・学校徴収金の徴収および返金業務 ・事業者等への支払い業務 ・学校口座の金銭管理業務						
結 合 年 月 日	平成31年4月 日(審議会 平成30年9月4日 諮問第4号)						
結 合 変 更 年 月 日	平成 年 月 日(審議会 年 月 日 諮問第 号)						
電算結合の相手方の住所および名称	日本電子計算株式会社 東京都江東区東陽二丁目4番24号						
個人情報の記録項目	〔提供する管理個人情報〕 学校名、児童・生徒名、学年、クラス、引き落とし口座名義人、引き落とし口座番号、引き落とし金額、集金情報、業者名、業者の口座情報、払込口座名義人、払込口座番号、払込金額 〔提供を受ける個人情報〕 学校名、児童・生徒名、学年、クラス、引き落とし口座名義人、引き落とし口座番号、引き落とし金額、集金情報、業者名、業者の口座情報、払込口座名義人、払込口座番号、払込金額						
個人情報保護管理責任者	区立小・中学校長						